

謝礼等に関する規程

制定：平成 14 年 5 月 22 日
改正：平成 17 年 5 月 17 日
改正：平成 24 年 6 月 8 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公私立大学実験動物施設協議会（以下「協議会」という。）会則（以下「会則」という。）第 25 条の規定に基づき、協議会が開催する講演会等の講師に対する謝礼及び旅費に関し、必要な事項を定める。

(講演会等)

第 2 条 講演会等とは、会則第 3 条の各号に掲げる事業を行うに際して、講師を招聘して開催するシンポジウム等をいう。

(講師の区分及び謝礼支給額)

第 3 条 講師の区分及び謝礼支給額は、次の通り定める。

- (1) 講師が協議会代議員の場合 : 1 名当たり、10,000 円
 - (2) 講師が協議会代議員以外の場合 : 1 名当たり、20,000 円
- 2 その他、特別な講師の場合には、役員会の議によるものとする。

(旅 費)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号及び第 2 項に該当する講師への旅費は、旅費に関する規程の第 3 条の規定に準じて支給する。但し、他から旅費を支給されている場合は、この限りでない。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 5 月 22 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 5 月 17 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 24 年 6 月 8 日より施行する。